

## 長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 4 日

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛  
同 松 尾 裕 隆

## 令和 4 年度実施監査結果

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象

令和 3 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、  
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、  
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院）

#### 2 監査実施日

予備監査 令和 4 年 7 月 12 日～令和 4 年 9 月 12 日

委員監査 令和 4 年 10 月 11 日～令和 4 年 11 月 24 日

#### 3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛  
同 松 尾 裕 隆

## 第 2 監査の結果

### 1 審査意見

#### (1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

#### (2) 個別事項

##### ① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かう中で、患者数の増は望みにくい状況となっており、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月）」において、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要との考えを示し、令和5年度までに「公立病院経営強化プラン」の策定を求めている。

今後、当企業団としても、令和2年度に策定した「長崎県病院企業団第3次中期経営計画」や、長崎県が策定した「地域医療構想」との整合性を図りつつ、将来を見据えた医療提供体制の構築や経営基盤の確立を念頭に置き、同プランの策定に取り組む必要があるものの、策定にあたっては企業団職員一人一人が当事者意識を持てるよう、それぞれの地域における課題や課題解決に向けた方向性、目指すべき目標などについて共通認識を形成しながら取り組む必要がある。

当企業団の経営状況は、平成27年度以降、5年連続で経常損益が赤字となっていたが、令和2年度は国や県からの新型コロナウイルス感染症対策の補助金等の支援もあり2,564,363千円の黒字を達成した。令和3年度

においても、令和2年度に引き続き1,398,204千円の黒字を達成したものの、医業収益は令和2年度と比較して200,531千円悪化しており、令和5年度以降は新型コロナウイルス感染症対策にかかる補助金等も減少する可能性があることから、引き続き経営改善に取り組む必要がある。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、社会保障制度改革等の政策に適切に対応するとともに、現行の「長崎県病院企業団第3次中期経営計画」の目標達成に向け、企業団病院が一丸となって取り組む必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている「郷診郷創」（「地域での受診が、地域を創る」）の取組を行政と一体となって引き続き推進し、患者満足度をさらに高め、魅力ある病院づくりに取り組んでいく必要がある。なお、地域住民に経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただくことも重要である。

## ② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力的に推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、また患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になることから、「郷診郷創」の第一歩となっていくものと考えられる。

## ③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額133,406千円で、前年度末に比し30,008千円増加（対前年度比29.0%増）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取組には、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取組を徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や分割納付の積極的な活用などの取組も強化する必要があるとともに、回収の見込みがない未収金については、不納欠損の事務処理を速やかに進め未収金の解消に努める必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は令和3年6月の新たな閣議決定において、後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和3年度は企業長の職務目標として85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、その実績は数量ベースで75.4%（前年度数量ベース76.5%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院では目標を達成しているが、それ以外の病院で採用率が低調な病院もあることから、国の目標の達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要がある。

⑤ 事務処理について

事務処理については、監査資料の作成をはじめ、依然として軽微な誤りが見受けられ、多くの資料の差替等が発生していることから、上司が部下の業務内容を確実にチェックするなど、いわゆるジョブトレーニングの徹底を図る必要がある。また、監査を通じて指摘・指導した内容について各病院が共有し、事前にセルフチェックできる体制も構築する必要がある。

物品購入等の契約事務について、各病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い。今後、できる限り多くの業者が参加できるような発注方法の検討を進める必要がある。

その他、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進める等、経費節減に向けさらなる努力が必要である。

## 2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

## 【精神医療センター】

### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、9,606,140円で、前年度末と比較して約12万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

なお、未収金の回収（対象者等との接触）は文書による対応だけでなく、必要に応じて対面による対応にも取り組むこと。

また、過年度未収金については、医事と財務の連携不足による未収計上誤りが多く見受けられたため、内部連携の強化を図ること。

### 2. 勤務時間について

月に100時間超の時間外勤務を行った職員について、産業医による面接を行っていないため、産業医の面接による保健指導を行うこと。

### 3. 契約事務について

清掃業務委託（4～9月）について、担当者が入札・契約手続きを失念したため、3月下旬に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行っているが、記載の条項は災害時など人命に関わる場合にのみ適用されるものと解釈される。

担当者が手続きを失念したことで、3月下旬に急遽随意契約を締結しているが、今後は手続きの漏れがないよう、組織としてチェック体制の構築も含め、適正に処理すること。

## 【島原病院】

### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、12,716,751円で、前年度末と比較して約430万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

### 2. 監査資料について

資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。

### 3. 勤務時間について

36協定の上限である月80時間以上の時間外勤務命令を行っているため、適正に処理すること。

### 4. 服務関係について

営利企業等従事許可について、遡って承認しているもの、部門長の確認がないもの、非常勤講師の委嘱の決裁がないもの等の不備が散見されるため、適正に処理すること。

### 5. 契約事務について

自動販売機の公有財産使用許可について、昨年度指導事項にも関わらず引き続き平成16年の入札結果をもとに随意契約としているため、他の業者も入れて入札を行うなど、適切に処理すること。なお、改善にあたっては、担当者任せとするのではなく、必要に応じて上司がフォローに入るなど、組織的に取り組むこと。

予定価格が100万円を超える場合には、漏れなく予定価格調書を作成すること。

## 【五島中央病院】

### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、19,939,384円で、そのうち補助金(3,980,000円)を除くと、前年度末と比較して約320万円の増加である。新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

特に、公的機関の過年度未収金に関しては、実際には入金があり過年度未収金への計上の必要がなかった事例や、重複して計上されている事例など、明らかに事務処理の誤りに基づく事例が複数見受けられたため、早急に現在の状況を確認のうえ、適切に事務処理を行うこと。

また、未収金情報管理簿の様式については、変更されてはいるが、内容等についてさらなる改善を図ること。

### 2. 監査資料について

資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防

止に取り組むこと。

#### 【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

##### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、1,625,655円で、前年度末と比較して約3万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

また、未収金情報管理簿の様式は変更されているが、内容等についてさらなる改善を図ること。

##### 2. 給与事務について

期末・勤勉手当について、昇任者の役職加算を反映していないため、適正に処理すること。

##### 3. 契約事務について

単価契約の方法について、当初の執行伺時に、単価＝予定価格として設定しており、年間数量×予定単価＝予定価格として設定されていないため、予定価格調書や契約書の作成漏れが見受けられる。単価契約の場合で予定価格を設定する場合、予定単価×年間予定数量とすること。

3万円以上の物品購入について、見積合わせを行わずに1者での随意契約を行う際には、施行伺いにその理由を記載し、かつ随意契約検討シートを作成することとなっているため、適正に処理すること。

#### 【富江病院】

##### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、344,444円で、前年度末と比較して約1万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

##### 2. 給与事務について

住居手当の認定にあたり、領収書等の添付がなされていないため、適正に処理すること。

### 3. 契約事務について

契約保証金免除申請書の同種同規模の履行証明について、同種同規模でない証明が添付されていたため、適正に処理すること。

## 【上五島病院】

### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、34,595,657円で、そのうち補助金(26,745,000円)を除くと、前年度末と比較して約40万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

また、未収金管理台帳の変更を検討しているが、今のところ改善すべき点が多く、不十分である。他病院の取組状況を参考にするなどして速やかに改善すること。

### 2. 医薬品の管理について

令和元年9月分から薬品の在庫管理ができていなかったことが令和3年9月判明している。チェック体制が機能していなかったことが原因であり、チェック体制の徹底を図るよう改善すること。

また、在庫管理の徹底を図り、期限切れに伴う棚卸資産減耗費のさらなる縮減に取り組むこと。

### 3. 監査資料について

資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。

### 4. 給与事務について

会計年度任用職員の初任給算定について、初任給算定表等が添付されておらず、初任給の算出過程が不明となっているため、適正に処理すること。

### 5. 勤務時間について

月45時間以上の時間外勤務を7月以上行っているため、労働基準法等に則って適正に対応すること。



## 6. 服務関係について

年次休暇の取得について、年5日の取得ができていないため、労働基準法等に則って適正に対応すること。

## 7. 契約事務について

昨年度の指摘「ナースパワーの契約が自動更新になっているため、適切に処理すること。」に対し、監査資料に「ナースパワーの契約を適切に処理するように改善しました。」とあるが、改善が確認できないため、適正に処理すること。

ティードispenserメンテナンspay付リースの複数年契約について、予定価格を5年間の総額とするところを、1年間分で予定価格を設定していたため、契約書も作成されていない。複数年契約の場合は、総額で予定価格を設定するとともに、契約書については漏れなく作成すること。

予定価格調書の作成について、予定価格調書に記載されている予定価格と設計書に記載されている設計価格が異なるケースがあったため、予定価格の設定に際しては、漏れなくその積算根拠を明確にしておくこと。

100万円を超える医療機器購入について、検収調書がないものがあったため、漏れなく作成すること。

### 【上五島病院附属診療所有川医療センター】

#### 1. 契約事務について

契約保証金免除の適用について、財務規程第148条第1項第3号を適用しているが、同規程の適用にあたっては、国または地方公共団体に対する同種、同規模契約の履行完了の実績を2件以上確認することが要件となるので、契約相手方より根拠となる資料を徴取すること。

工程表、完成通知書が備わっていない事例があったため、工程表については契約締結後7日以内に提出を求め、完成通知書については履行が完了した際に速やかに提出を求めること。

## 【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

### 1. 給与事務について

パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について、1日の勤務時間が7時間45分に満たない場合の支給単価が125/100で支給されており、上五島病院及び有川医療センターの取扱と相違しているため、適正に処理すること。

### 2. 服務関係について

会計年度任用職員の年次休暇の繰越について、日数のみ繰越し、残りの時間数を切り捨てているため、適正に処理すること。

## 【対馬病院】

### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、36,373,906円で、前年度末と比較して約250万円の増加である。新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

### 2. 監査資料について

資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。

### 3. 契約事務について

固定資産購入関係について、指名競争入札の辞退届が確認できないものが散見されるため、適正に処理すること。

### 4. その他について

総勘定元帳が備え付けられていない。財務規程第15条に備えなければならない帳簿の記載があるので、確認のうえ適正に対応すること。

## 【上対馬病院】

### 1. 人事事務について

会計年度任用職員要綱の服務・休暇関係については、本部が示した要綱内容で統一することとなっているが、本部内容と異なった部分がある

ため、同要綱を確認のうえ、適正に処理すること。

## 【壱岐病院】

### 1. 未収金について

令和3年度末における過年度未収金は、17,122,895円で、前年度末と比較して約150万円の減少である。今後とも新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

### 2. 患者満足度調査について

昨年度、指導事項について改善がなされていないため、改善に向け取り組むこと。(昨年度の指導事項：独自調査を行っているようだが、業務負担も大きいと思うので、全国規模のどれかを使って実施し、全国的に同じ規模の病院との比較ができるようにすること。)

### 3. 監査資料について

資料の差し替えが多い。担当者が作成した資料を上司がチェックするといった基本的なジョブトレーニングの徹底を図り、事務処理ミスの防止に取り組むこと。

### 4. 給与事務について

在職期間(期末手当)、勤務期間(勤勉手当)の除算について育児休業期間が1か月に満たない場合は除算対象とならないが、除算を行っていたため、適正に処理すること。

給与の減額について『勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給』することとされているが、1時間未満の端数部分についても減額を行っていたため、適正に処理すること。

### 5. 勤務時間について

休憩時間帯に急な業務が入り休憩を取れない場合は、勤務時間中に必ず休憩を与えること。

### 6. 契約等に関するもの

1者随契について、随意契約検討シートが添付されていないため、作

成のうえ添付すること。

### 3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

・精神医療センター	7件
・島原病院	9件
・五島中央病院	9件
・奈留医療センター	4件
・富江病院	7件
・上五島病院	13件
・有川医療センター	7件
・奈良尾医療センター	6件
・対馬病院	10件
・上対馬病院	11件
・壱岐病院	4件
・本部・共通	2件

## 第3 長崎県病院企業団基金運用状況

### 1 監査の対象

令和3年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金及び長崎県病院企業団応援寄附基金

### 2 基金運用の概要

#### 1. 長崎県の離島医療を担う人材育成基金

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成25年4月1日に設置されたもの

#### 2. 長崎県病院企業団応援寄附基金

この基金は、長崎県病院企業団において、医療に従事する人材の確保・育成や医療機器の整備等を行い、高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成31年1月1日に設置されたものである。

### **3 意見**

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

### **4 指摘事項等**

- ・特になし